

夢・つかみ取れ!

佐藤ゆうこ事務所
TEL 052-931-2255

東区芳野 1-7-10
FAX 052-931-7689

日頃より、東区の皆さまには大変お世話になり、誠にありがとうございます。2007年に愛知県議会議員、その後、衆議院議員、名古屋市議員と様々な経験をさせて頂く中で、その中心には、いつも、私を支えてくださる皆さまが、いて下さったことに心より感謝致します。私はこれまでの17年を振り返り、今一度、初心に戻り、東区のすべての事柄や名古屋市政について、全力で向き合っていきたいと思っております。今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

【お詫び】 毎年恒例の「市政報告」と「忘年ランチ会」を諸事情により、今回は見送らせて頂きました。楽しみにして下さっていた皆さま、大変申し訳ございませんでした。今後は色々な機会を捉えて、お話をさせて頂こうと思っております。

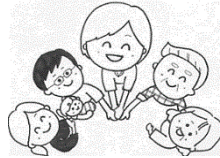


名古屋市議員
佐藤ゆうこ

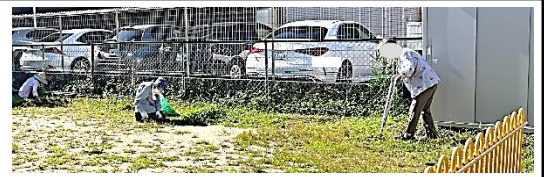
< 弁護士による無料法律相談のお知らせ >

相続や生活におけるお困りごとのご相談を受け付けます。ご相談内容につきましては事前に書面(簡単で構いません)でご提出をお願いする場合があります。秘密は厳守致します。佐藤ゆうこ事務所まで、お気軽にお問い合わせください。

【佐藤ゆうこ事務所】
電話 052-931-2255
FAX 052-931-7689



多くの町内に「どんぐりひろば」があることをご存知ですか? 土木事務所(緑政土木局)が担当する都市公園とは違い、民生子ども課(子ども青少年局)が担当する遊び場で地域(町内会など)が無償で管理することになっています。



9月議会で「昭和42年の設置基準(遊具は砂場と低い鉄棒のみ・水道は設置しない)から何も見直さず既に56年が経過。①花壇のお花に水をあげられない。②子どもが遊べるように除草をしても、その後の手洗いができない。③人体に影響がないとされる除草剤も一切使えない。これでは、この制度が続きません。」との私の指摘に対し、担当局からは「今後、実態調査において、地域の方々のご意見・ご要望を真摯に受け止め、子どもたちにとって、より魅力的などんぐりひろばとなるよう鋭意検討する。」と答弁がありました。基準が変わることに期待します!



★地域の課題やご意見を是非お聞かせ下さい。
消工事と共に、フェンスの撤去も行いました。
建築当初からの市営砂田橋荘のフェンスと、隣地のフェンスとの二重設置状態が続いていました。住民の方から「歩行の妨げや、フェンスとの間の除草ができない」等のご指摘を受け、歩道の段差解消工事と共に、フェンスの撤去も行いました。



家族の一員であるペットとの最後のお別れは、八事斎場奥の、獣し棟前の小さな台になります。八事斎場は令和七年四月〜令和十年五月まで、老朽化の為に一旦、稼働停止しますが、新斎場には、ペットとのお別れのお部屋が設置されます。